公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金第三十期決算公告

一、事業概要

今期は七団体に対し合計十九万四千円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十三年十二月三十一日現在）

資産合計　七、六八六、九三三円

負債合計　〇円

正味信託財産　七、六八六、九三三円

平成二十四年三月三十日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

香川県高松市塩屋町一六番地の二

破産者　株式会社河村車輛製作所

右の者に対する高松地方裁判所平成二十二年（フ）第四六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九八、八八二、七五七円

一、配当することのできる金額

金四二、一二五、八五〇円

平成二十四年三月三十日

香川県高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル六階　滝口・上枝法律事務所

破産管財人　上枝　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県稗貫郡大迫町大迫第四地割一〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　立花　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号農林会館六階

相続財産管理人　弁護士　東海林利哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字馬込一六九六番地二、最後の住所仙台市青葉区本町一丁目一四番三〇―七〇五号、被相続人　亡　藤井　一充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番一七号仙台一番町ビル一〇階　我妻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大張　慎悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区南烏山二丁目二八二番地、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字花見塚六六八番地五　被相続人　亡　須郷　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

茨城県土浦市中央一丁目一五番六号磯山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　磯山　正善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区内幸町一丁目三番地、最後の住所埼玉県川口市本町四丁目五番八―六一一号　被相続人　亡　吉岡　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

埼玉県さいたま市南区別所一―二―一一

相続財産管理人　小林　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区上石神井二丁目三六二番地、最後の住所埼玉県狭山市大字下奥富二〇四五番地の一一　被相続人　亡　沖田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

事務所住所埼玉県狭山市新狭山二―八―四寿屋高橋ビル三階三〇二号新狭山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市熊木町五〇一番地、最後の住所埼玉県秩父市蒔田一九七七番地偕楽苑

被相続人　亡　櫻井　繁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

東京都中央区銀座二丁目一一番一号ランドビル六階新井嘉昭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新井　嘉昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市大手町三丁目六七四番地、最後の住所新潟県新発田市大手町三丁目二番二二号　被相続人　亡　伊藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

事務所新潟市中央区西堀通五番町八五五番地五西堀通五番町ビル四階

相続財産管理人　弁護士　福井　泰雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市山科三丁目一四一番地、最後の住所石川県金沢市山科三丁目一三番二一号　被相続人　亡　中村　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

石川県金沢市橋場町一番二九号レジデンス兼六二階戸水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸水　武史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市南区高津一〇番丁四番地、最後の住所福井県勝山市袋田九番地

被相続人　亡　田中　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号スタークビル福井一番館三階

相続財産管理人　弁護士　中村　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野郡勝山袋田町九三字二四番地四号、最後の住所福井県勝山市袋田二一番地　被相続人　亡　岩佐與三松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号スタークビル福井一番館三階

相続財産管理人　弁護士　中村　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野郡勝山町勝山袋田第九三号二一番地、最後の住所福井県勝山市袋田二一番地　被相続人　亡　近藤　祐平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月三十日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号スタークビル福井一番館三階

相続財産管理人　弁護士　中村　淳

商号変更のお知らせ

平成二十四年三月一日より、「有限会社富山教弘」が商号を改め「株式会社富山教弘」となりましたので、お知らせします。

平成二十四年三月三十日

富山県富山市千歳町一―五―一

株式会社富山教弘

代表取締役　奥井　貞夫